

6月30日開催『改正労働安全衛生規則等説明会』における質問事項と回答（愛知労働局による回答）

2トン以上の貨物自動車に限定して回答しています。なお、一部 **質問内容が不明瞭**であったものは記載しておりませんのでご了承ください。

	質問	回答
テールゲートリフター 特別教育	1 テールゲートリフターを使用しての荷の積卸し用の具体的なマニュアルが欲しい。	陸上貨物運送持病における荷役作業の安全対策ガイドラインを参考にしてください。
	2 令和6年2月1日以降に採用した新人が、「前職で特別教育を受けた」と申し出た際も、当社で特別教育を行う必要はあるのか。	特別教育は事業主が労働者に対し実施するものとされており、十分な知識があると <u>事業主が確認ができる場合は</u> 、教育を省略することができます。
	3 特別教育の記録の保存期間が3年だが、その後記録を破棄した場合、再度教育の必要はあるのか。	保存期間の3年が経過したのち書類を破棄しても、再度特別教育を実施する必要はありません。
	4 テールゲートリフターのサイズ等の規格はあるのか。（今後、専用の容器等を作る際の参考にしたいため。）	製造メーカーにお問い合わせください。
	5 特別教育を実施したドライバーに対して、修了証等の交付は必要なのか。 また、それを免許証のように携行する必要はあるか。	特別教育については、修了証の交付義務はないことから、携行することは不可能です。
	6 特別教育は、積載車等は対象になるのか。	貨物自動車に荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトが規制の対象になります。
	7 特別教育は、映像での教育は問題ないか。	令和3年1月25日付け、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長・労働衛生課長・化学物質対策課長通知「インターネット等を介したeラーニング等により行われる労働安全衛生法に基づく安全衛生教育等の実施について」をご確認ください。
	8 テールゲートリフターでの荷卸しの際、荷台より20cm程低いホームにゲートを着けた場合は「墜落の可能性はない」と言えるか。	特別教育については、高さの制限は設けられていません。
	9 特別教育の6時間を、1日1時間を6日間で実施しても良いか。	可能です。
	10 特別教育は社内で行うことが原則とのことであるが、他社（協力会社など）のドライバーへ当社が実施しても良いか。	事業主が特別教育を他社へ依頼することは可能です。 その場合でも事業主に記録の保管は義務付けられています。
昇降設備	1 アオリにステップは付いているが、手すりは無いため手すりの追加は必要か。 また、アオリのステップは非常に小さくサイズの規定がないので問題ないか。	手すりのあるもの、踏板に一定の幅や奥行きのあるものが望ましいとされていますが、ステップのサイズは規定されていません。
	2 該当する車両に、折り畳み式の物を搭載しているが、積み荷の関係で荷台に搭載場所が確保できなかった際、荷台への昇降はしてはいけないのか。	昇降設備を備えていないことになり、法令違反となります。
	2 営業ナンバー、白ナンバー共に適応の対象なのか。	貨物自動車を対象にしていることから、ともに適用対象となります。
	3 アームロール等のコンテナ車、トレーラ等の車両も対象なのか。	貨物自動荷台または荷の上面への昇降する場合設備が必要となります。 また、1.5mを超えるはいの上への昇降にも、昇降設備は必要です、
	4 ウイング車でウイングを開閉せず、後方の観音扉からのみの荷の積卸しをする場合は必要か。	貨物自動荷台または荷の上面への昇降する場合設備が必要となります。 また、1.5mを超えるはいの上への昇降にも、昇降設備は必要です、
	5 平ボディーで、プラットホーム付けで荷の積卸しをする際は必要か。	貨物自動荷台または荷の上面への昇降する場合設備が必要となります。 また、1.5mを超えるはいの上への昇降にも、昇降設備は必要です、
	6 ウイング車で、荷台に上がる際は全て必要か。	貨物自動荷台または荷の上面への昇降する場合設備が必要となります。 また、1.5mを超えるはいの上への昇降にも、昇降設備は必要です、
	7 アオリ（横開き）がパイプの場合は必要か。代用となるか。（完全に足が掛かる形状）	人の乗降を想定した強度が確保され、昇降を行う部分に滑り止め加工や踏面の確保を行う等、昇降設備として安全に昇降できる機能を付与している場合は認められます。
	8 荷台の高さが1.5m未満でも必要か。（最大積載量に関わらず）	2トン以上の貨物自動荷台または荷の上面への昇降する場合設備が必要となります。 また、1.5mを超えるはいの上への昇降にも、昇降設備は必要です、
	10 トラック販売メーカーの対応状況を知りたい。	製造者へお問い合わせください。
保護帽	1 箱車で、プラットホームに接車しての荷の積卸しの際も保護帽は必要か。（ホームセンター等で購入したものでは安全性の担保が怖い。）	荷台側面が構造上開放、開閉ができないバンボディで、テールゲートリフターが設置されていないもでの、荷を積み下ろす作業を行う場合は保護帽の着用は適用除外とされていますが、墜落による災害を防止するため、ガイドラインでは着用が望ましとされています。
	2 荷の積卸し作業で、荷台に昇降しない際も着用の義務はあるのか。	積み卸す作業のために労働者が荷台又は積荷の上に乗る必要がない場合等、墜落の危険がない状態で荷を積み卸す作業を行う場合は、保護帽の着用義務は適用されないとされています。テールゲートリフターや荷台等の上に乗らない場合でも荷が崩れるおそれ等もあることから保護帽の着用が望ましいとされています。

保護帽の着用が義務つけられているのは、

以下のいずれかに該当する貨物自動車で荷を積み下ろす作業を行う場合とされています

- ・最大積載量5トン以上
- ・最大積載量2トン以上5トン未満で荷台の側面が解放できるもの（あおりのない荷台のあるもの、平ボディ車、ウイング車など）
- ・最大積載量2トン以上5トン未満でテールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターで荷の積み卸しを行う場合のみ）

なお、テールゲートリフターが設置されている貨物自動車では以下の場合は保護帽の着用義務はありません。

- ・テールゲートリフターを使わずに荷を積み卸す場合
- ・テールゲートリフターを中間位置で停止させ、単にステップとして使用する場合